

## 「高等教育コンソーシアムみえ」に関する協定書

三重県内の高等教育機関及び三重県は、次のとおり合意に達したので、ここに協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定に参加する機関は、県内高等教育機関相互並びに県内高等教育機関と地域との連携を促進することにより、県内高等教育機関の教育、研究、地域貢献の各機能の向上を図り、もって人口減少の抑制及び地域の活性化を実現するために、コンソーシアムを構成する。

(名称)

第2条 コンソーシアムの名称は、「高等教育コンソーシアムみえ」とする。 (その他)

第3条 この協定書に定めるもののほか、本協定の実施に関し必要な事項は、構成機関間の協議により別に定める。

平成28年3月29日

津市栗真町屋町 1577 国立大学法人三重大学

表写的多

四日市市萱生町 1200 番地 学校法人暁学園 四日市大学

学長 宗村南男

津市夢が丘1丁目1番地1 公立大学法人三重県立看護大学

学長月川和生

四日市市萱生町 1200 番地 学校法人暁学園 四日市看護医療大学

学長れいなんでは

鈴鹿市岸岡町 1001 番地 1 学校法人鈴鹿医療科学大学

津市一身田豊野 195 番地 学校法人高田学苑 高田短期大学

学長 字 序、廣 海 原则图

鈴鹿市郡山町 663 番地 222

学校法人享栄学園 鈴鹿大学

有對學遊戲

鈴鹿市白子町

独立行政法人国立高等専門学校機構

鈴鹿工業高等専門学校

校長等打四保災

伊勢市神田久志本町 1704 番地 学校法人皇學館 皇學館大学



鳥羽市池上町 1-1

独立行政法人国立高等専門学校機構

鳥羽商船高等専門学校

校長手打田仔、次

津市一身田中野 157 津市立三重短期大学

學長束福寺一郎阿爾

名張市春日丘7番町1番地 学校法人近畿大学

近畿大学工業高等専門学校

校長村田主治



鈴鹿市郡山町 663 番地 222 学校法人享栄学園

鈴鹿大学短期大学部

津市広明町13番地 三重県



## 高等教育コンソーシアムみえ単位互換に関する協定書

高等教育コンソーシアムみえ(以下,「コンソーシアム」という。)は,各高等教育機関間の相互の協力・交流・連携並びに各高等教育機関の特色ある授業科目の開放によって教育課程の充実,学生の幅広い視野の育成,学習意欲の向上を図ることを目的として,三重県知事を立会人とし,次のとおり単位互換協定(以下,「協定」という。)を締結する。

(受入れ)

第1条 この協定により受け入れることができる学生は、原則として、コンソーシアムに 所属する高等教育機関の学生とし、受入れ高等教育機関の長は、教育研究上支障のない 限り、当該学生を受け入れる。

(受入れ学生の身分)

第2条 この協定により受け入れられた学生は、「特別聴講学生」として取り扱う。 (履修期間)

第3条 特別聴講学生の履修期間は当該年度を超えないものとする。

(履修科目の範囲及び単位数,受入れ学生数,受入れ手続,成績の通知)

第4条 特別聴講学生として履修できる科目の範囲,修得単位数,受け入れる学生数及び 受入れ手続,成績の通知については,別に定めるところによる。

(履修方法等)

- 第5条 特別聴講学生の履修方法及び試験実施方法は、受入れ高等教育機関の定めるところによる。
- 2 単位認定試験の実施にあっては、受験上の取り決め及び追・再試験等については、受入 れ高等教育機関の規則等の定めにしたがって行うものとする。

(単位の授与等)

- 第6条 特別聴講学生が履修した授業科目の成績評価及び単位の授与等については、受入 れ高等教育機関の定めるところによる。
- 2 特別聴講学生が修得した単位の認定については,所属高等教育機関の定めるところによる。

(授業料等)

- 第7条 特別聴講学生の検定料,入学料及び授業料は徴収しない。
- 2 実習, 教材等で別にかかる費用については, 費用を徴収することができる。
- 3 その他, コンソーシアムが教育上別途必要と認めた場合に, その費用を徴収することができる。

(特別聴講学生に係る通知等)

第8条 特別聴講学生に休学または退学等の異動があった場合には,派遣高等教育機関は速 やかに受入れ高等教育機関に通知する。また,授業等に係る特別聴講学生への諸連絡事 項については,受入高等教育機関が派遣高等教育機関へ通知することとし,両高等教育 機関で周知するものとする。

(施設及び設備の利用)

第9条 特別聴講学生は図書館その他の施設及び設備を利用できるものとする。利用方法 は、受入れ高等教育機関の定めるところによる。

(実施要領等)

第10条 この協定に定めるもののほか、単位互換の実施に関する必要な事項は、別に定める。

## (有効期間等)

第11条 本協定の有効期間は実施期日から3年間とする。ただし、協定書の有効期間満了の3ヵ月前までに、いずれかの高等教育機関からも特段の申し出がない場合には、この協定はその後3年毎に自動更新されるものとする。

附則

この協定は、平成29年6月29日から実施する。

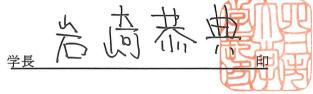
本協定書は15通作成し、それぞれ署名捺印の上、各自が1通を保管する。

平成29年 6月29日

三重大学



四日市大学



皇學館大学



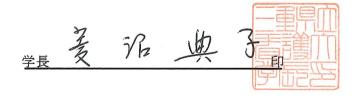
鈴鹿大学



鈴鹿医療科学大学



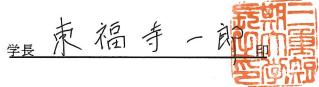
三重県立看護大学



四日市看護医療大学



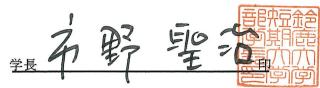
三重短期大学



高田短期大学

鈴鹿大学短期大学部





ユマニテク短期大学

鈴鹿工業高等専門学校



校長等工田行、海等畫門

鳥羽商船高等専門学校

近畿大学工業高等専門学校

校長村田主治院高麗

立会人

三重県知事人参木英苑町第一世